

告示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

旧	旧 新 別
飯能市大字中山三三四番二地先から 入間市大字野田三〇八二番二地先ま で	区 間
六・九一 二〇・九八	敷地の幅員 (メートル)
四九九三・二〇	延長 (メートル)
旧道の一部は飯能市及び入間市に引継ぎ、残間は県道青梅飯能線、飯能停車場線及び東飯能停車場線として存置する。	備 考